

船員保険法第 149 条等の該当届

【手続概要】

この届出は、国・地方公共団体等に使用される船員保険の被保険者が、短時間勤務、臨時的任用、非常勤等の職員で、国家公務員共済組合制度または地方公務員等共済組合制度において短期給付のみ適用を受けるが長期給付の適用は受けない場合に、事実発生日から 10 日以内に船舶所有者が行わなければなりません。

【添付書類】

1. 資格確認書、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証（船員保険分。交付されている場合のみ。被扶養者分含む。）
2. 船員保険資格確認書回収不能届（届書に資格確認書を添付できない場合）

【提出先】

船舶所有者の所在地を管轄する船員保険を取り扱う年金事務所

【提出方法】

郵送、窓口持参

※電子申請の対象届書ではありませんのでご注意ください。